

# 学校体育施設使用上の留意事項

## 1. 使用手続きについて

- (1) 使用する団体等の責任者は、利用希望日の少なくとも7日前までに学校体育施設利用許可申請書を管理指導員に提出し、予め許可を得た上で校長の許可を得ること。
- (2) 学校備品の使用を希望する者は、学校体育施設利用許可申請書に備品名を記載して校長の許可を得ること。
- (3) 使用に際しては、校長・管理指導員の指示を厳守すること。

## 2. 体育館使用上の注意

- (1) 使用目的に沿って使用すること。使用目的以外の使用は認められない。
- (2) 体育館内の履物は基本的に体育館シューズとするが、屋内専用シューズも認める。
- (3) 体育館内の器具を破損しないこと。また、許可なく移動しないこと。
- (4) 備え付けの器具を無断で持ち出さないこと。
- (5) 使用後は、器具その他使用した物全て所定の位置にきちんと整理整頓すること。特に、体育倉庫から持ち出した器具等の整頓には十分気をつけること。
- (6) 学校施設・敷地内は、禁煙とする。
- (7) 原則として、館内での飲食は禁止する。
- (8) 体育館の使用時間は午後10時までとし、10時には消灯すること。
- (9) 使用後は、備え付けのモップで館内の清掃を行うこと。
- (10) 退場の際は、施錠を確認し、電源の主幹と非常灯をONにし、他は全部OFFにすること。

## 3. 管理指導員との連携

- (1) 特別の場合を除き、管理指導員の管理指導のもとに使用するものとする。
- (2) 利用責任者は、管理指導員と連携して使用者の危険防止並びに施設の安全管理に十分留意すること。